

# ●12月2日以降、現行の健康保険証が使えなくなるわけでは ありません。

本年12月2日以降、現在の健康保険証に記載してある有効期限の日までは今のまま使えます。有効期限の記載がない保険証の場合は、2025年12月1日まで今のまま使えます。健康保険証が更新されるタイミングで現行のものは使えなくなり、「資格確認書」を使うこととなります。

●「マイナ保険証」をお持ちでない方には、  
「**資格確認書**」が届き、それで**受診**  
**できます**。

●マイナンバーカードの取得は任意であり、  
“**個人の自由**”です。

現行の健康保険証を残させましょう。

高知県社会保障推進協議会

高知市口細山 206-9 高知医療生活協同組合気付

TEL. 088-843-0025



保険証を残す  
署名にご協力  
ください。